

信託業法第 50 条の 2 第 1 項の規定に基づく登録の廃止の公告

2026 年 7 月 31 日

各 位

東京都千代田区麹町六丁目 1 番地 1
株式会社あおぞら銀行
代表取締役社長 大見 秀人

当行は信託業法第 50 条の 2 第 1 項の規定に基づく登録を廃止することといたしましたので、同法第 50 条の 2 第 12 項により読み替えて適用する同法第 41 条第 3 項の規定に基づき下記のとおり公告いたします。

記

1. 信託法第 3 条第 3 号に掲げる方法によってする信託に係る事務の廃止をしようとする年月日
2026 年 9 月 3 日

2. 引受けを行った信託関係の処理の方法

信託法第 3 条第 3 項に掲げる方法によって行う信託については、引き続き受益権を 50 名未満の者が取得することができる場合に該当する範囲で行います。現在有効な信託法第 3 条第 3 項に掲げる方法によって行う信託については現行の貸付債権自己信託証書の規定に従って処理いたします。

以上